

〔事案 25-120〕 転換契約無効請求

・平成 26 年 4 月 10 日 和解成立

＜事案の概要＞

転換前契約で付加されていた特約が、契約転換後には付加されていなかったことを理由に、契約転換の無効を求めて申立てのあったもの。

＜申立人の主張＞

平成 25 年 4 月に契約転換したが、転換前契約に付加されていたファミリー関係特約が、転換後契約には付加されていなかった。

契約転換時、募集人からそのことの説明がなく、付加されているものと信じていたので、転換後契約を無効として転換前契約に戻してほしい。

＜保険会社の主張＞

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 転換後契約の内容については、募集人が契約の際に渡した募集資料に明記されている。
- (2) 申立人が要素の錯誤に陥ったとする客観的事情が判明していない。

＜裁定の概要＞

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

1. 申立人の主張の法的整理

申立人の主張は、要素の錯誤にもとづく転換契約の無効（民法 95 条）を求めるものと判断する。

2. 関係証拠および事情聴取の結果によると、以下の事実が認められる。

- (1) 設計書の「転換比較表」と「契約転換制度ご利用前後の明細」では、転換前後の保障内容を比較検討できるようになっており、転換後契約に「ファミリー関係特約」が付加されていないことは容易に分かる。
- (2) 転換後契約の申込書裏面の契約内容一覧にも「ファミリー関係特約」は記載されておらず、転換後契約には付加されていないことが容易に分かる。
- (3) 事情聴取によると、申立人は契約転換時に、転換後契約にも「ファミリー関係特約」が付加されているものと誤解していたことが認められ、募集人も、転換後契約には付加されないことを口頭で説明していないことを認めている。

3. 上記錯誤が転換契約を無効とするかどうか(要素の錯誤の成否)はさらに検討を要するが、上記 2. の事実によると、錯誤に陥ったことにつき申立人には重大な過失があったといわざるを得ず、申立人から無効を主張することはできない（民法 95 条ただし書）。

4. しかしながら、本件は、以下の理由により、和解による解決が相当であると判断する。

- (1) 申立人は当初、保険料を安くすることができないか募集人に相談したが、募集人は終身保障の重要性を理由に本契約転換プランを提案し、申立人は保険料は高くなるもののそれに応じている。

しかしながら、そうであるならば、募集人は、転換前契約と転換後契約の保障内容を、申立人が十分に理解でき、誤解が生じないように十分説明する必要があった。

- (2)そもそも、転換前契約には付加することができた特約が、転換後契約には付加することができない点は両商品の重要な違いというべきであり、募集人は、申立人に誤解が生じないように十分説明する必要があったと考える。